1022	民商法雑誌135巻4・5号（平成18（2006）年1月15日号）	［論説］日本民法のアイデンティティー英米法の視点から―	マルコム・スミス	120,000	684	55	739	68	5	73
1023	民商法雑誌143巻3号（平成22（2010）年12月15日号）	［論説］ヨーロッパ労働法のドイツ労働法への影響―国家の労働法とグローバルな企業主決定との衝突について―	フランツ・ユルゲン・ゼッカー	120,000	498	40	538	50	4	54
1024	民商法雑誌145巻4・5号（平成24（2012）年2月15日号）	［特集］［不当利得に関するフランス法］フランス法における de in rem verso 訴権の補充性の原則	フィリップ・レミー	120,000	664	53	717	66	5	71
1025	民商法雑誌145巻4・5号（平成24（2012）年2月15日号）	［特集］［不当利得に関するフランス法］原因なき利得の研究―損失を被った者のフォートー	ジャン・ボンジャール	120,000	581	46	627	58	5	63
			計	967,059					計	96,696

○文化庁告示第八十五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年六月二十四日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「日本妖怪図鑑」　①佐藤有文、②木俣清史、③河内功　①について左記三（一）の利用につき三五七、六九六円、左記三（二）の利用につき一〇〇部ごとに一四、九〇四円、②については左記三（一）及び（二）の利用につき八一、〇〇〇円、③については左記三（一）及び（二）の利用につき四八、六〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都港区芝大門二丁目二番一号ユニゾ芝大門二丁目ビル六階　株式会社復刊ドットコム（代表取締役　左田野渉）

三　利用方法

（一）　著作物を複製し、定価四、六〇〇円（税抜き）で二、四〇〇部複製して公衆に譲渡する。

（二）　（一）に加えて、必要に応じて一〇〇部を単位として追加で複製して定価四、六〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。

○文化庁告示第八十六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年六月二十四日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表一・二・三・四参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都新宿区横寺町五五　株式会社旺文社（代表取締役社長　生駒大壱）

三　利用方法

①　出版用教材において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。（別表一参照）

②　ウェブ用教材において録音及び複製し、ウェブサイトにおいて①の出版用教材購入者のみを対象としてダウンロード形式及びストリーミング形式で公衆送信を行う。ストリーミング形式での公衆送信は三年間とする。（別表二参照）

③　①に加えて必要に応じて三、〇〇〇部を単位として追加で複製し、公衆に譲渡する。（別表三参照）

④　②に加えてウェブサイトにおいて③の出版用教材購入者のみを対象としてダウンロード形式及びストリーミング形式で公衆送信を行う。ストリーミング形式での公衆送信は一年間とする。（別表四参照）

四　補償金の総額　①　八、一七三円　②　一二、一六〇円　③　二、一六〇円　④　三、五一五円